

高度成長から「失われた二十年」へ

— 国家・市場・ジェンダーのイデオロギー —

アンドルー・ゴードン

はじめに

日本に関する言論の内容と論調は国内でも国外でも一九九〇年代にがらりと変わった。この時期に「失われた十年」という言葉が急に流通し始めたことは、それを象徴する。この言葉が英語の出版物に初めて登場したのは一九九八年の『ニューズウィーク』誌の記事であった。日本語でこの言葉が最初に使われたのは、おそらくそれと全く同日の『日本経済新聞』のコラムの中であり、この表現を外国人投資家によるものとして紹介している。¹ どちらが先だったかはさしたる問題ではない。日本は凋落しつつある、日本は失われたという認識は、国の内外双方で生まれていたのである。

この喪失状況をめぐる諸問題が長引くにつれ、「失われた十年」は「失われた二十年」へと変わっていくが、この喪失をめぐる言説にはつねに二つの焦点があった。まず何はさておき、経済の停滞が第一の焦点である。だが第二の、そして同じく重要な焦点は、山積する社会問題だった。これが病める経済の原因であり結果であると考えられたのだが、じつは少子高齢化、収入・資産・教育における格差の拡大、限定的にしか変わらない女性の役割、いわゆる若者のエネルギーや意欲の低下といった問題はすべて、日本のバブル経済崩壊以前から存在していた。単純に言えば、日本が何かを「失った」という意識は、バブル経済の崩壊だけでなく、日本は中流大衆社会になった、そしてこれからもそうありつつけるだろうという社会的神話の崩壊からも生じている。一九九〇年代に始まる年月は、中流階

級の一員に加わり、男はそのヒーローたる「サラリーマン」に、女はヒロインたる「専業主婦」になれるはずだと国民の大多数が信じた夢を奪いつづけてきた。²⁾

「失われた十年」の始まりは、四十五年にわたる私の日本との関わりをちよと二分する中間点にあたる。この時点で日本に何か根源的な変化が起きたという認識が、このトピックについて私が関心を抱いたきっかけだった。本稿では主として保守層や体制側の議論の的をしぼりながら、日本が中流社会としての未来に自信を失っていく過程ととくに関係するイデオロギーの風景の変遷をたどりつつ、その二つの側面を考察していきたいと思う。一つは、健全な社会を維持する手段として市場と競争をとらえる考え方。もう一つはジェンダーの役割の変化に対する姿勢である。私の主眼は、学者によって書かれ、学生を含めた仲間うちでのみ通じる論文を生み出すことではなく、学者から公共に向けられた主張を行うことや、政策的な論争を引き起こすことに置かれている。しかしこの言論空間は、ふつう「ジャパニーズ・スタディーズ」(日本研究)と呼ばれている学問の動向がどのように推移したかを探りながら検証されねばならない。

一九九〇年代後半に端を発し、広く共有されるようになったこの喪失をめぐる意識を検証するためには、もちろんそれに先立つ楽観的な心理状態を見きわめて、それと対比させながら、その後起きた

変化のもつ意味をはつきりさせる必要がある。高度経済成長時代の末期に特有な活力と、いわゆる欧米への「キャッチアップ」意識をもって語られた、このような楽天的な見解をみつめるのは難しいことではないが、そこには「失われた二十年」の時代を席卷した思考法と通ずる重要課題のいくつかがすでに見てとれる。そこで本稿は、ダイナミックな経済と安定した中流社会を実現した日本が世界のリーダーとなり、他者のモデルにまでなったという、最も顕著な勝利宣言のいくつかを検証することから始めようと思う。

ジャパン・アズ・ナンバーワン——日本版——

私の出発点は、一九七〇年代末につくられて、今ではほとんど忘れられてしまったある重要な報告書である。この報告書はふつう「大平報告書」と呼ばれ、当時の首相、大平正芳の要請により、第一線の学者を交えた大規模な研究会の手で作成された。³⁾ 主な焦点は経済運営から家庭生活にいたる内政問題、および地方が直面する諸問題に置かれ、そのほか国際関係にも気配りしたものになっている。報告書には未来について若干の懸念が表明されているものの、全体の論調は何よりも日本が達成したことに対する誇りがきわだっている。改革を求める声はどちらかというと低調で、とりわけ当時から三十五年あまりを経た現時点で読むと、それがよくわかる。

日本に関するこうした評定の文脈は、グローバルなものであった。⁴ 大平政策研究会は一九七九年一月に招集された。その五ヶ月後、ハーバード大学の社会学者エズラ・フォージェルが『ジャパン・アズ・ナンバードワン——アメリカへの教訓——』を出版し、ただちに邦訳が出た。この二つの文書は同一ではないが、ともに楽観主義と日本をモデルととらえる点で共通していた。フォージェルの本はアメリカよりむしろ日本で売れ行きをはるかに伸ばしたが、そもそもこの本はアメリカ人読者に向けて書かれたものであり、フォージェルとしては、現代の社会・経済問題を探るのに国境の外にヒントを求めてはどうかとアメリカ人に訴えたかつたのである。大平研究会のメンバーは日本の政治指導層に政策提言をしたのだが、彼らもまた他者にインスピレーションを与える存在として日本の潜在的役割に注目した。

こうした楽観論と、一九九〇年代後半以降の日本が何かを「失った」という言説とがよく似ているのは、国内外で評価が一致していた点である。フォージェルは自著の企画を一九七六年にスタートさせ、数年にわたりとくに佐藤誠三郎と親しかった。佐藤は香山健一や公文俊平とともに、大平研究会の招聘にあたって主力となった人物である。フォージェルと佐藤は、フォージェルの著書と大平報告書がともに言及している論点について何度となく議論を重ねている。⁵ 一九七〇年代にはまた、日本のシステムは「西洋化」されるもので

はなく、もしかすると西洋モデルが一致して参考にするものになるかもしれないという観点で書かれた著作がいくつか日本国外で発表されている。日本とイギリスの労使関係を比較したロナルド・ドーアの著作がその一例で、これはすでに古典となった。⁶ 大平報告書の執筆者らはこういう文脈で、しかし同時に日本国内のより批判的な意見も視野に入れつつ（じつは書き手ら自身がそれ以前に表明していた観点への反動として）報告書を完成させた。

大平首相の出自は、社会的・経済的に高い位置をもたない点で田中角栄とやや似通っており、吉田茂、鳩山一郎、池田勇人、佐藤栄作、三木武夫など戦後の宰相のそれと明確に対比される。大平は東大ではなく東京商科大学（二橋大学の前身）から大蔵省入りした。そして省内の上司だった池田勇人の引き立てを得て政界入りした。大平はクリスチャンで教養人であった。知的な影響を受けた人物はトマス・アクイナスとイギリスの経済学者リチャード・トーニーである。この二人から大平が学んだのは、個人と国家を結ぶ仲介グループの重要性であり、これが規制なき過激な市場経済や、反資本主義の階級闘争が与える有害な影響から社会を護るという信念だった。大平は「改良資本主義」つまり社会協調を唱導し、またローマ・クラブが提唱した「成長の限界」説からも強い影響を受け、近代化の成長モデルは行き詰まっており、克服される必要があると考えた。自民党内での大平は、防衛費増大と憲法改正を唱える福田派

と対立する立場をとり、そのような動きは日本を有害な「前近代」国家に戻してしまうと考えた。大平はまた、国家中枢が過大な権力を握ることを懸念し、政治・行政権力を地域の現場に移して全体を均衡させたいと思っていた。⁷⁾

大平報告書全九巻には各巻すべてに「二十一世紀に向けての提言」という同一の序文が掲載されている。このことよって、報告書には大平の世界観を色濃く反映した問題意識が通底することになった。この序文は欧米とのあいだに築いた新たな平等という誇りに満ちた高揚感あふれる出だしに始まる。

近代化を達成した欧米諸国と日本は、高度産業社会として成熟し、多くの困難な問題に直面するに至った。……日本は、明治維新以来、欧米先進諸国に一日も早く追いつくために、近代化、産業化、欧米化を積極的に推進してきた。その結果、日本は、成熟した高度産業社会を迎え、人々は、世界に誇りうる自由と平等、進歩と繁栄、経済的豊かさと便利さ、高い教育と福祉の水準、発達した科学技術を享受するに至った。⁸⁾

こうしたことが成し遂げられたのは、日本の中に異なる文化が併立しているからだだが、提言ではそのことに対する著者たちの理解が展開されている。

欧米の文化が、神か悪魔か、勝ちか負けか、白か黒かというように、「二者を峻別し対比」させる構造を持つものに対し、日本文化は、じゃんけんにもみられるように、絶対的勝者も敗者もない三すくみの「三極鼎立・円環構造」を特質としている。絶対的一神教崇拜に対し、神仏習合の歴史的経験をもつ。ルールを守れば勝てば勝ちの「フェア・プレイ」よりは、「おのおのがその所を得る」ような「フェア・シェア」の原理をもつ。都市の構造や家屋、庭園、生活習慣でも、「中間領域」を大切に「グレイ・ゾーンの文化」をもっている。⁹⁾

東西対比のビジョンを示すこと自体おそろしく二元論的だが、著者は日本こそすべての現代社会が直面する難問に対処するのにふさわしいとし、具体的には、「かつてない自由と経済的豊かさは、これまでの物質文明や近代合理主義の下で、ともすれば見過ごされがちであった人間の精神的・文化的側面への反省を促し、より高度な人間的欲求を自覚めさせるに至った」と述べている。¹⁰⁾そして大平ともども、日本と世界が「近代を超える時代」に入ったとくりかえし強調する。この新たな世界では、調和と均衡が、また個人主義ではなく相互連帯の原則が、全世界的な新しい「文化の時代」における日本のリーダーシップの基盤であり、そこには追い求めるべき欧米モデルはもはや存在しない。¹¹⁾

「近代を超える時代」という言葉が初出したあと、報告書はそれが「前近代への回帰であってはならない」と断言し、はつきり身構えた姿勢をあらわにする。¹²⁾つまりこの表現が戦時中の評判の良くない「近代の超克」論議を想起させることを、メンバーらは強く意識していた。だが公正を期すならば、大平研究会のメンバー以上に、「近代の超克」論議に関わった戦時中の思想家たちがみずから先祖返りと考えていたとは思えない。彼らは国際的に見て妥当な日本のコスモポリタニズムというビジョンを、伝統にもとづきながらも近代を超克するものとして追求していた。ただし、そのビジョンは軍事力で「八紘に」（世界の隅々まで）広められていくことになった。こうしたものを想起させる点、また日本と欧米の文化双方について、大平報告書の理解が還元論的である点をもつて、この研究会のいう新たな「文化の時代」というビジョンを単純で浅薄と切り捨ててしまうのはたやすいし、ある意味で妥当なことだろう。しかし、この報告書の根底にある前提をやや詳しく紹介したのには二つの理由がある。一つ目には、それが戦争の時代を越えて、少なくとも十九世紀後半にさかのぼり、政教社とその機関誌『日本人』をめぐる人々の著作に深いルーツをたどれる思考モードの一例であるからだ、そればかりでなく、二つ目には、この報告書が、絶えず変化する困難な国際環境のなかで「日本」を定義しようと挑みつつける人々の持続的なスタンスを反映するものでもあるからだ。

過去のこうしたビジョンは、戦時期のものであれ明治中期のものであれ、欧米の近代化の模倣を急ぐなかで日本が自国文化の本質を失っていく懸念を反映して、危機感と敵愾心に彩られてきた。こうした背景に照らすと、この宣言文のどちらかという自信に満ちた論調は好奇心をそそる。しかもそれが、これまでこの同じ書き手たちが書いてきたものと異なる点にはもつと興味をそそられる。大平報告書に見られる思考の起源は——フオーゲルの本の出発点もそうだが——一九七〇年代半ばにさかのぼる。香山、佐藤、公文など大平のブレイントラストの主力メンバーは、多くが「グループ一九八四」と自称する保守派知識人グループに属していた。このグループは、一九六〇年代に電子産業大手企業を創設した起業家の牛尾治朗が招聘し、『文藝春秋』誌一九七五年二月号に「日本の自殺」という論文を発表した。¹³⁾この論文は大きな反響を呼び、執筆者らは当時の経団連会長だった土光敏夫と結びついていく。¹⁴⁾

この論文と大平報告書は、現代生活の精神的・文化的特性への懸念を共有し、日本社会が「自律性と「自己決定能力」を失いさえしなければ」、日本文化——ある箇所では「日本の魂」とされている——には、エネルギー危機という経済的困難を克服する潜在力があると考えている点で共通する。¹⁵⁾しかし、このような自信あふれる叙述はじつは非常に少なく、論文タイトルが示唆するように、この文章全体の論調や内容は迫り来る災厄への危機感と恐れに彩られてい

る。論文はローマ帝国の衰退についての鮮烈な描写に始まり、そう
なったのはエリートが「パンや娯楽」を与えることよって大衆に
迎合したせいだとする。そしてさらに、現在の日本も同じように倫
理の衰退を招いているが、それは日本のリーダーが、そして経済が、
社会の規律と責任を犠牲にして大衆の欲望に迎合したためだと、ま
さにエリートの調子で非難している。

具体的に言えば、日本は三つの難問、すなわち天然資源の欠乏、
環境破壊、過度の昇給レースと（それによる）消費者物価の上昇が
招くインフレ・スパイラルに直面している。しかし問題は経済とい
うより文化や政治、とりわけ心理面にある。その根底にあるのは、
大量生産社会にはびこる物質主義だ。均一化された商品は人々から
趣味嗜好を奪い、規格化された労働は労働者を精神的・肉体的に蝕
む。女性が利便性ゆえにインスタント食品や既製服を求めて、消費
主義が家庭をも破壊する。「家族のために心を込めて食事を作り、
セーターを編む喜びを忘れた主婦たちがいかに多いことか」。この
現代システムが——本質的には資本主義的生産と消費なのだが、著
者らはそれを敢えて大上段にふりかざそうとしない——「幼児化し
た」人々に重大な道徳的危機をもたらし、大衆の判断力を弱め、規
律を徐々に奪っていった。四十年経ちながら、いささかも古めかし
さを感じさせないこの論文は、そのある一節で、何よりもマスメ
ディアに流れる情報の氾濫によって、人々は自分で判断するゆとり

がなくなっていると指摘する。¹⁶

著者らにとって敵ははつきりしている。こうした問題をつくりだ
し、その解決を妨げるのは政治的左派、とくに日本共産党と日教組
である。左派は行き過ぎた邪悪な平等主義を教育制度にもちこんで、
生徒の長所を認めずに均一の標準速度で動くよう強い、自立精神と
規律を崩壊させる福祉国家をめざした。いま必要なのは——「消費
者、労働者、政治家、経営者による」——方向転換、つまり利己的
な自分探しをやめて、自立、人々に負の側面を伝えることを恐れな
い強いリーダー、若者に向けた強固な愛、そして物質的な利益だけ
が人間の幸福の総和ではないという認識への方向転換である。この
長い論文にみなぎる張りつめた高揚感は、明らかに転向の後ろめた
さを反映したものなのだ。若き日の著者らは自身が過激派学生であ
り、共産党員であった。

こうして見てくると、大平報告書は日本が直面する問題を極端に
抑制して描く一方、日本文化の興隆だけでなく、新たな「文化の時
代」において世界に奉仕する日本文化の潜在力を、大仰なほどの確
信に満ちて評価した提言として読まねばならない。執筆者の多くが
何をもつてこの四年のあいだにこうした違いに達したのかは正確に
はわからないが、第一に言えるのは自信の増大だろう。一九八〇年
までに日本は二度の石油危機を、ほかの多くの先進資本主義諸国が
被ったほどの惨状に陥らずに切り抜けた。これは一九七五年には予

想しなかったことだ。以前の論文に見られる左派への恐れと具体的に関連づけて言えば、協調的な民間セクター労組と企業の賃金交渉がインフレ・スパイラルを抑えこみ、また「スト権スト」の敗北によつて公共セクター労組が大きく後退した。第二に、首相のために作成される報告書というものには政治的な縛りがかかる。そうした報告書は、現在の危機を大きさに嘆くことができない。かりに危機に見舞われたとしても、首相を含めた与党は政権を担っているのであるからなおさらだし、提言は首相が政策をつうじて実現可能な施策を推進できるようなものでなくてはならない。

日本の経済と文化を新たな「文化の時代」の強靱な基盤として描く大平報告書は、このように左派との不安と敵意に満ちた対話から生まれた。ただしその不安感は抑えられ、敵意はほとんど語られない。そののち、変化の時代に日本固有のものを見定め保全したいという報告書本来の関心事は持続しつづけ、危機感が戻ってくる。しかし左派がいよいよ重要性を失うにつれ、仮想敵あるいは問題の源泉としてのその存在感は薄まっていく(ただし橋下徹のような政治家や安倍首相が教師を攻撃したりするのを見ればわかるように、消滅はしない)。これら一九七〇年代の主義主張の核心部に内在する矛盾を反映して、やがてそれまでとは違う対立軸が登場する。これは日本の左派のプログラムに替わるものと位置づけられはしたが、大平報告書の唱える日本文化のあるべき姿と、生まれたての新自由主義と

のあいだに不安な緊張が生まれた。この新自由主義の萌芽は、平等主義的教育や膨張する社会福祉へ激しい攻撃を加える「日本の自殺」にすでにはつきり窺える。

台頭する日本版新自由主義にとつて最初の重要な契機は、そのわずか数年後、中曽根康弘政権の時代に訪れた。これはアメリカのレーガン政権、イギリスのサッチャー政権時代に似たような改良主義が右派勢力から登場したのとほぼ時を同じくしている。「戦後政治の総決算」を唱える中曽根内閣の内政アジェンダの目玉は、教育改革と国家的独占機関とりわけ国鉄の民営化だった。中曽根の意図は、国鉄の抱える巨大債務を処理することだけでなく、それ以上に、強大な力をもつ国労を破壊することにあつた。大平報告書の著者たちの意図がどのくらい中曽根の経済政策に直接繰り越されたかについては、日本の学者のあいだで議論があるが、中曽根の政策のうち、とりわけ教育改革プロジェクトの精神には、まちがいはなく「日本の自殺」の骨子が引き継がれている。¹⁷⁾

だが中曽根が公共セクターの独占機関と教育における改革を押し進めたにもかかわらず、中曽根時代もそのあととずつとひきつづき、民間セクターの経済システムに対する楽観的な評価は変わらず、改まるどころか却つてその傾向を強めるありさまだった。戦後の経済社会システムの心臓部の改革がようやく着実に動き出したのは、バブルが崩壊してからのことであり、そのときでさえすぐには始まら

なかった。「失われた日本を救え」ジャンルの初期の著作で最も知られているのは、野口悠紀夫の『一九四〇年体制——さらば戦時経済——』（一九九五）とリチャード・カツツの『腐りゆく日本というシステム』（一九九八）である。これらの著作が真に攻撃したのは経済・社会の官僚的経営であり、自由市場の運営に対する法的規制だった。ここではまず大平報告書において、日本的経営システムと定義されたものの価値がどのように肯定されているかをよく検討したあと、失われた二十年の経済論議の特徴である、市場原理に適った改革をめぐる矛盾した言論をさらに詳しく見ていくことにしよう。

管理された市場から自由な市場へ？

大平報告書には「文化の時代の経営運営」と題された、とりわけ興味深い一卷がある。¹⁸日本の経済システムの特徴を細部にわたり肯定的に述べた巻だ。一九五〇年代、六〇年代には、このシステムは日本の前近代に起源をもち、進んだ欧米のシステムに収斂する宿命にあつたと語られることが多かった。それが今や永続的な慣行とみなされ、もしかすると他国のモデルになるかもしれないという。このシステムは長期雇用と年功序列型賃金体系を慣行とし、人と人の間柄を重視する文化を土台に張りめぐらされた「地下茎」のような構造をもつ組織で、アメリカの経営組織のようなトップダウンの

「樹木」構造と対照的である。この「地下茎」モデルだと、すべての当事者が関与する、よりスムーズな意思決定ができる。こうした日本的な組織は社員に安心感を与えるが、著者らの意見では、だからといって効率的な社内競争がないわけではなく、それどころか「連帯と心の平安という土台のうえに築かれる進歩への競争のダイナミズム」があるという。

いっぽう「市場における競争」について、報告書は管理された競争とも呼ぶべきものをはつきりと推奨している。

市場における競争という面では、日本の競争は、「なかま」集団による競争であるため、ルールにのっとって行われる限りは結果はどうであろうと構わないという欧米型の「フェア・プレイ」ではなく、競争が始まる前から結果はどうなるか、最適な分配方法（「フェア・シェア」）は何かということを考え、参加者が「おのおのがその所を得る」ことを目標としている点に、その特徴がある。¹⁹

序文はこのような観点をざつと概観したあと、たとえば新卒採用、労組の協調的スタンス、金融市場の調整、行政指導の慣行などについてさらに詳しく書き進める。そして「フェア・プレイ」よりも「フェア・シェア」の優位という観点をくりかえし、その典拠とし

てフォーゲルの『ジャパン・アズ・ナンバーワン』を引用する。²⁰⁾

報告書はしかし同時に、現行のこの効率的なシステムに崩壊の兆しが見えていることを指摘して、「日本の自殺」と通底する不安の根拠とするが、その危機感はさほど強くなく、あまり悲観的な感じがしない。かつて想像もできなかった自由と繁栄が達成された時代に著者らが懸念をあらわにするのは、むしろ国の精神状況についてである。近年ヨーロッパや北米で表明されてきた懸念と同じく、著者らが恐れるのは、新技術、安価なエネルギーとの結びつきを強め、ケインズの需要刺激を行い、社会保障制度を整えることを通じた、経済成長により大衆の福利を促進することを旨としてきた戦後レジームが、すべての先進工業諸国で将来性を失ってしまったことである。「エレクトロニクス」を除き、技術革新はひとつとして展望が持てないことが懸念された。需要管理と日本式行政指導はインフレ下ではダメージを受けるし、生まれてまもない福祉国家を維持するのは納税者にとって負担が大きすぎる。社会問題に目を向ければ、新たに登場した中流階級の「生産中心主義」と「会社中心主義」は男の価値観としては肯定できるが、憂慮すべき動向をいくつかもたらした。ひとつは「個別化」と呼ばれるものだが、これは必ずしも個人主義とはいえず、むしろ娯楽やゆとりを求める集団から派生してきたように思える。それと関係して刹那的充足と快楽追求が姿を現した。これはいわゆる保身性や利己的なふるまいと関係しており、

結果として夫婦が子どもをあまり作らなくなり、社会の高齢化を加速させる。こうした経済・社会的問題はみな減退する経済活力、政治的統治力の欠如、テロ・犯罪・青少年非行・自殺などの社会的無規範が入り混じった有害な社会状況、すなわち「先進国病」と呼ばれた。しかし日本にはまだ他から羨まれるようなダイナミズムと結合力がある、と報告書は言う。²¹⁾ 組織内部でも外部の大きな市場でも、これまでのところ日本が先進国病といってもクシャミ程度で、風邪や肺炎にかかっていないのは、競争を管理できている点に負うところが大きい。

一九八〇年代をつうじて日本経済が先進ライバル諸国や同盟諸国に先んじる状況がつつくと、学界でも政策立案者のあいだでも、日本に関する言論にますます威勢のよい論調が目立つようになってきた。一九八〇年代半ばになると、報告書の言う欧米と日本の文化二元論を真似て、日本式労働管理を世界のモデルにまで持ち上げる論文が、学者のあいだでも一般社会でもふつうに見られるようになってきた。一橋大学経営学の有名教授、伊丹敬之は、「日本文明の企業的側面」として「人本主義的企業システム」とみずから名づけたものの優越を説き、「日本の長い繁栄を考えるのなら、いささか大げさで恥ずかしい話したが、文明を——とくにその企業システムを——輸出することを意識して考えるべき時期にきているのではないか」と述べた。²²⁾ 著名な評論家の唐津一は日本式品質管理を称えてこう述

べた。「私の念願がある。それは日本での（工場経営に関する——引用者注）実験データを詳細に分析し、世界の人々に公開したいのである。……（より根本的に言えば日本は）ヨーロッパ的発想の原点のひとつであるデカルトに噛みつくぐらいのことをしなくては（ならない）²³」。

もちろん株式と地価が急落してバブル経済がはじけたあとと経済が失速し、ときにはマイナス成長となるような経済状態が何年もつづくこと、この日本礼賛の陽気な大合唱は批判に取って代わられ、メディアや一部の学者のあいだで変化を求める声があがるようになった。外国メディアで先頭を切ったのはイギリスの『エコノミスト』誌である。早くも一九九三年に同誌はオーディオ装置の大手メーカー、パイオニアが三十五人のベテラン社員を早期退職させる決断をしたことを嬉々として報じた。「日本の資本主義を（これまでのように）社会主義と混同するのが難しくなってきた。……（パイオニアの決断は）一九四五年以後の大企業における終身雇用の伝統が、経済の減速による圧力で軋みはじめた兆しと見られている」²⁴。一九九〇年代後半にアメリカ経済が上昇機運に乗ると、アメリカを中心に据えて労使関係をグローバルに集約管理することが支持されて、アメリカ式企業統治が新しいモデルとして提唱されるようになった。アメリカ型の経営は株主投資に対するリターンを最優先することが万人にとって最善の結果をもたらすと考えるので「株主資

本主義」とも呼ばれるが、日本企業は社員や経営者の利益を出資者の利益と同等に置く「利害関係者（ステークホルダー）」資本主義として批判された²⁵。

しかし一九九〇年代をつうじて、一般社会でも企業リーダーやエリート官僚のあいだでも、大平報告書で了解された考え方や制度が世界の経済大国としての戦後日本の興隆の基盤となったことに、人々は魅力を感じつつづけてきた。たしかにこの年月、「日本株式会社」の職場には多くの重要な変化が起きた。少なくとも一九八〇年代から企業がすでにやってきたことだが、低賃金諸国によってもたらされた世界的競争にさらされて、国内雇用は大幅にカットされてきた。また、パートタイム、派遣社員、契約社員など、さまざまなカテゴリーの非正規社員の雇用が増えていた。おそらくこうした変化がじつは非常に広範に及んでいたためなのだろう。日本では改革が求めつつげられる一方で、多くの人がそれに対する警戒の必要性を口にした。

その一例として、日本有数の経営者団体である日経連が労働問題について一九九六年に出した提言を考えてみよう。これは「ブルーバードプラン」と呼ばれ、規制緩和されて企業が市場の動きにもっと敏感に反応するようになった未来について、ほぼ経営者の視野から見たビジョンである。日経連は「構造的な」改革を求め、とくに「産業インフラのコストを上げると言われる公益事業（電気、ガス、

上下水道)、流通、交通の規制を終わらせるよう求めた。だが日経連はやがて強い警戒心を抱き、改革要求をしなくなつた。「市場経済・資本主義は自由競争原理を通じて産業の興隆、国民生活水準の向上をもたらしているが、一方で影の部分ともいふべき低成長、高失業、所得格差、バブルの発生、行き過ぎた投機などの弊害を生んでいる。要するに、市場経済・資本主義が内包する様々な危機・問題に対し適切なチェックを行い、いわばリスクを管理するシステムが必要になる。経営者自らがそうした役割を果たすと共に、社会の中に市民・個人を中心にした新たなシビリアンパワーを育成する土壌も必要になる」²⁶⁾。ここには大平報告書の称賛する管理された競争が行き過ぎや社会民主主義的システムの硬直性を避けるためとして明確に提言された「第三の道」も、報告書と類似している。ここで日経連は国家というより経営者側に、市場の行き過ぎを抑えるよう求めている。だが同時に、市民一般による新しいシビリアンパワーにもその役割を果たすよう呼びかけ、労組には、企業を助けるのに必要な協調的パートナーとして、労働者の雇用や配置および賃金設定を「合理的な」方法で行なうことについて、いつそう柔軟になつてほしいと求めている。労組団体である連合も同じような考えだつた。一九九七年の連合総書記は元新日鉄労組書記長の鷲尾悦司だつた。一九九七年四月、鷲尾は「民間セクター改革——企業の未来——」

と題する新聞の一面記事のインタビューにこう答えている。「どの企業も大競争時代と声高に叫び、危機感をあおり、雇用を奪おうとしている。安易な人減らしは生産性まで低める」²⁷⁾。経営側や労組エリート的改革慎重派によるこうした声は多くの人々の意見を代弁していた。あまりにも単純にアメリカモデルを追求することに疑義を唱えるメディアのコメントも、慎重派の追い風になつた。²⁸⁾

二〇〇〇年代初めになつて、メディア言論、政党政治、国家政策におけるこうした警戒感の流れを変えた。二〇〇三年、『日本経済新聞』が「日本病」(かなり以前にイギリスの経済停滞と流動性に乏しい労働力が「イギリス病」と呼ばれて批判されたことからの造語)について鮮明な立場をとる連載を始めた。『日本経済新聞』の記事は、会社経営に必要とされる改革を実行できなかったとして、日本のビジネスリーダーを非難した。²⁹⁾これはもちろん二〇〇一年四月に政権をとつて(二〇〇六年九月まで)五年以上首相をつとめた小泉純一郎政権による大胆な自由市場改革の精神を反映、支持するものである。

小泉はかつてない勢いで規制緩和と民営化政策を進めた。彼が最も大胆に進めた改革は、郵政民営化、とりわけ郵便貯金と簡易保険の巨大システムの民営化による金融市場のいつそうの規制緩和だつた。小泉の側近のなかでも重要な人物は、エコノミストで経済財政政策担当大臣であつた竹中平蔵だが、首相とその盟友は、特殊利権

からの要請ではなく、市場の論理にしたがって資産を最も生産性の高いセクターや企業に確実に投資するためには、これこそが唯一の手段だと主張した。彼らはこの改革を日本の経済回復と長期繁栄の鍵だと声高に唱え、事実上、郵政民営化に対する国民投票とも言える二〇〇五年の衆議院選挙の地滑りの勝利によって、小泉は自民党内の少なからぬ抵抗を含め、反改革感情に確実な勝利をおさめたかに見えた。

小泉は労働市場の規制緩和にもかなりのエネルギーを注いだ。二〇〇三年、小泉内閣は期限付き契約労働の範囲を拡大させる改正労働基準法を承認させるのに成功し、二〇〇四年には労組および野党との二年にわたる交渉のすえ、新しい派遣労働法の制定にもちこんだ。派遣会社がそれまで少数のサービス産業に限定されていた派遣労働者をどの職種にも派遣できるようにする法律である。

首相在任中の小泉がずっと決まり文句のように唱えていたのは「聖域なき構造改革」だった。竹中ら小泉の顧問もみな同じように、新自由主義のレトリックで改革を正当化したが、その理屈は戦後の日本がかつて聞いたことのないほど強引だった。たとえば竹中は、貧困層を支える政策は必要だが、金持ちがもつと金持ちになれば、そのほうがよほどよいとして、拡大していく経済格差への懸念を退けた――「がんばってリスクをとって、どんどん稼いで、たくさん納税してくれる人は増えたほうがいい」³¹。竹中にとって、非正規労働

働者が増えれば購買力が落ちるかもしれないことは、気にならないようだった。似たような発想は、小泉に近い顧問であり、三十年前に「日本の自殺」を書いた「グループ一九八四」の創立会員の一人でもある牛尾治朗にも見られた。たとえば非正規労働の増大のよきな規制緩和の否定的側面について新聞記者に聞かれて、牛尾は規制緩和が達成にほど遠く、小泉の在任中に進んだのは必要な改革の二割ほどしかないと答えた³²。小泉改革のもう一人の盟友でオリックス会長の宮内義彦は、公共支出で経済を支えるケインズの政策から、市場経済の範囲を広げる構造的改革に変わったことを称賛した。宮内にとっては成長こそがゴールでなければならず、そのせいで不平等が拡大するとしても、それはそれで致しかたないのである³³。

だがこうした論法にもかかわらず、大平報告書の唱えたフェア・プレイよりフェア・シェアという倫理観は、小泉政権下の市場改革の絶頂期にあつてすら、明らかに人々の心に訴えるものでありつづけてきた。政府が二〇〇一年に出した新しい労働基準法の原案では、冒頭に「雇用主には被雇用者を解雇する権利がある」と記され、そのあとに、そのような解雇には「合理的な」理由がなければならぬと但し書きがついていた。労組、弁護士会、野党はこぞつてこの冒頭の一節に猛然と抗議した。これまで法文化こそされなかったが、数十年にわたり判例によってつちかわれてきた「解雇権濫用」の法理が弱体化されると感じたからである。結局、改正労働基準法は

二〇〇三年に通過したが、それは契約労働の範囲を広げることでや
や緩和の方向に進んだ反面、第一原案の解雇権を認める部分を削除
するとともに、解雇は「合理的」でなければならず、「解雇権濫用」
があつてはならないことを、史上初めて条文として書きこんだ。新
法の条文（第十八条の二）にはこう書かれている。「解雇は、客観的
に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合
は、その権利を濫用したものととして、無効とする³⁴⁾」。さらに雇用機
会均等法への修正では、性差にもとづく直接・間接の解雇に対する
女性の保護が拡大されている。新しい公益通報者保護法（二〇〇四）
は内部告発を理由とする解雇を禁じ、改正育児介護休業法
（二〇〇四）は育児休暇や介護休暇をとつた社員の解雇を禁じてい
る³⁵⁾。

ここでとくに興味深いのは、有力なビジネスリーダーたちが、解
雇権を肯定する姿勢をとうとうとしなかつたことである。改正法の論
議が始まると、日経連会長の奥田碩（のちに経団連と日経連が統合さ
れてできた日本経済団体連合会の初代会長）は二〇〇一年にこう明言
している。

私はこれ〔解雇規制の緩和——引用者注〕を最もやつてはいけな
いことであると思います。それは最も警戒すべき乗解雇を容
易にするものであるとともに、何より、経営者のモラルハザ―

ドに直結しかねないものであるからであります³⁶⁾。

奥田は二〇〇三年の経団連の年頭挨拶で、企業経営者らに節度あ
る行動を求める暗黙の呼びかけをさらに拡大している。この提言は
「民主導・自律型の日本独自の成長モデル」を提起しており、「奥田
ビジョン」と呼ばれることもある。細部の記述が薄いので、奥田と
経団連がいつたいどのような意味で企業の自制の必要を感じたのか
はつきりしないが、この演説は物質的利益へのあくなき欲望を特徴
とする社会においては、企業と個人の自制が重要であると述べてい
る点で、大平研究会およびその前の「日本の自殺」に関する論文に
流れる倫理観をなぞっているように思える³⁷⁾。

小泉政権のころでさえも、新自由主義的改革に対するビジネス
リーダーたちの態度は両面的でありつづけ、ときには真つ二つに割
れることすらあつた。二〇〇五年にサンフォード・ジャコビーが書
いているが、労働者側リーダーだけでなく企業重役や学者までかな
り多くの人が「現行の企業実践の維持あるいは漸増的改革」を強く
求めていたという。あまり劇的にアメリカ的慣行へ転換するのは
「顧客／サプライヤーとの関係、製品の品質、各企業固有の人的資
本形成、実行速度における日本の組織の相対的優位を損なう」ので
はないかという主張だ³⁸⁾。

そして二〇〇六年、ポスト小泉時代が視野に入ってくるころにな

ると、改革への抵抗がしだいに強くなつていく。その矛先はとくに最近範囲が拡大された派遣労働——それに該当する労働者は、全非正規労働者のうちわずかな数でしかなかったにもかかわらず——に向けられた。ここでぜひ知っておいてほしいのだが、いわゆる「失われた二十年」というのは、その間、常に経済が衰退しつづけたということではないし、ましてや日本企業が絶えず損失を出しつづけていたわけではない。二〇〇六年春までの四年間に経済はゆつくりではあるが着実に成長しており、企業の利益増が報告されている。しかし、こうした恩恵が広く共有されていないという批判が、既得権益層のあいだにすら上がるようになった。たとえば日本第二の経営者団体である経済同友会の元専務理事、品川正治は「小泉改革は資本家のための改革だったと反発が出かねない状況だ」と先見性のある発言をしている。³⁹⁾

それからおよそ一年半がたち、品川の予見は正しかったことが証明された。自民党内部の有力者たちがさらなる規制緩和、具体的には派遣労働者の派遣期間を三年までとする規定の撤廃を求める提案を拒絶したからである。厚生労働大臣の柳沢伯夫は記者会見でこう述べた。「派遣労働者のなかには正社員になりたい人もいる。だからそういう人たちが派遣の地位から動けなくならないように、期限を設けることが必要だ」。この抵抗はどうやら短期間しか大臣をやらぬ政治家よりも、厚生労働問題担当のキャリア官僚から出てい

るようだった。ある匿名の厚労省官僚は自由市場改革について「戸惑いを隠さず」に、こうこぼした。「直接雇用を促すという制度の根幹をひっくり返し、厚みのある正社員層を切り崩そうというのか。二十代のフリーターの八十五％は正社員を望んでいるというのに」。⁴⁰⁾

柳沢大臣の前任者、川崎二郎は二週間後のインタビューで、自分や自民党議員の一部は、経済回復の恩恵が多く国民、とくに中小企業や大企業下請け企業の人々に届いていないことを懸念している、と述べた。非正規労働者にはボーナスも退職金もなく、最低賃金が低すぎる。日本は「最低水準の最低賃金の国」になるだろう。なりたくなっているのではない非正規労働者を正社員にする政策が必要だ、なども述べている。⁴¹⁾

柳沢大臣は市場親和性の高いいくつかの改革、たとえば企業の残業代支払いを免除するホワイトカラー・エグゼンプション（比較的高収入のホワイトカラー労働者に対する企業の残業代支払い免除）のよきな改革には賛成だったが、派遣労働のさらなる規制緩和には反対を貫いた。第一次安倍内閣のもと二〇〇六年秋から二〇〇七年冬まで、この問題について厚生労働省と経団連のあいだに激しい議論がつづき、最後は厚労省とその同盟者である自民党内の改革慎重派が勝利した。その理由の一つは、民主党が多数を占める参議院の強い抵抗によつて、改革はいずれにせよ実らなないと踏んだからだ。しかし、そのために自民党そのものが分断された。

こうした背景のもとで二〇〇八年に起きたアメリカ発世界金融危機により、アメリカ式自由市場改革の大義はますます評判を落とし、長期雇用という既存の慣行を支持する人々の勢いに弾みがついた。二〇〇八年六月、新任の福田康夫首相に推されて新しく厚生労働大臣に就任した舛添要一は「正規雇用が標準であるべきだ」と主張した。そのころ東京秋葉原で凶暴な通り魔事件を起こした犯人が元・派遣労働者だったことが、このスタンスをとらせた一因だった。しかし雇用の不安と非正規労働者の未来展望への懸念は広まり、リーマンショック直後の混乱のなかに失職したおびただしい数の派遣労働者に無数の人々から大きな支援が寄せられた。⁴³⁾

新自由主義的改革への賛否をめぐる保守エリート内のこの対立は、世界金融危機の前後に二つの政府機関から発表された二つの「白書」のあいだの不一致にも見てとれる。内閣府が二〇〇八年に発表した『経済財政白書』は（同年に起きた金融危機以前に書かれたもので）、相変わらず改革を喧伝しつつ、いわゆる「市場型企業」と比べて「伝統的日本型企業」の硬直性を嘆いた。後者はたつた一つの「メインバンク」に依存し、「伝統的」な長期雇用をつづける企業と定義されるが、こうした企業は必要なリスクをとりたがらない。白書は身分の長期安定によって社員が失敗を恐れずにリスクをとるようになるメリットは認めつつも、会社が存続すれば年金や未来の昇給が保証されるため、現状を壊すリスクをとらないという事実の

ほうが、この潜在的恩恵に勝ると主張する。そのうえ「伝統型」企業では、インセンティブと成果にもとづく給与体系の導入が遅れ、将来のリターンや生産性を高めるためのリスクをおそれさせないことに失敗した。⁴⁴⁾

これとまったく対照的に、厚生労働省が出した二〇〇八年度『労働経済白書』は、高度成長期の花形だった中核企業を強く擁護する。この白書もやはりリーマンショックの前に発表されたが、こちらは高付加価値の職場における雇用が伸びず、不安定な非正規雇用が増えていることを懸念している。さらに中高年の正規労働者に対する業務場面にインセンティブが多く持ち込まれたために、社員間の格差が増したことで、士気が落ちてきている。賃金慣行の見直しが必要だった。新卒採用正社員、業務の実地習得、昇進制度など、定評のある日本の長期雇用が戻ってきたと白書は言う。一九九〇年代、二〇〇〇年代初めに厳しく批判された「日本型雇用慣行」は、ここ数年間の景気回復とともに注目度が増している。政策が目標とすべきは、労働者にも多くの経営者にも高く評価されるこうした慣行を支えることである。⁴⁵⁾

翌年、金融危機の直後に出版された『労働経済白書』は、伝統的な制度や慣行をさらに強く擁護する。

厳しい経済収縮の中にあっても、政労使の一体的な取り組みの

もとに長期雇用システムの基盤を守り、その上に、新しい日本型雇用の姿を展望していくことが、今後の経済成長と社会の持続的な発展にとって、極めて重要であると考えております。⁴⁶⁾

舛添大臣（現・東京都知事）の名で発表されたこの日本型雇用慣行を守れという進軍ラッパは、その「新しい姿」をつくるために何を追加すべきかについては明言していないが、おそらくある程度の柔軟性を加えることだと推測できる。しかしながら、その全体の論調は改革とはほど遠い。厳しい経済危機の渦中で少なくとも厚労省が主眼を置いたのは、既存の制度を変革するよりはむしろ補強することだった。

第二次安倍政権の経済に対する考え方と政策は、現状のままを希望し、それを守ることと、自由市場改革を求めることとのあいだをとりもつ折衝役をとことん演じつづけることだった。政府は一方で勤続三年たった派遣労働者の正社員化を企業側に義務づける条項を削除することで派遣労働者法の改正を果たすと同時に、ホワイトカラー・エグゼンプションを推進しつづけた。その一方で、二〇一四年十二月の衆議院選挙において安倍政権が成果の目玉として喧伝したのは、大卒の正規雇用内定率の上昇だった。また安倍首相は二〇一五年春にも前年同様、労組とともに、企業経営者に春闘での賃上げを要求して、かつてない圧力をかけた。まさに労使のコンサ

ルテーションに国家を介入させる経済管理の協調主義的モデルが、持続どころかよいよ浮き彫りにされた実例である。

だが、行政指導の絶頂期のような経営管理スタイルが健在のまま生き残ったことを最も顕著に示すのは、おそらく二〇一五年春、十四の産業を対象に大手親会社と中小下請け企業間の改訂「取引ガイドライン」の策定にあたって、首相と経済産業省の果たした役割だろう。この改正は約五百の大手企業への「集中現地視察」で周知された。新ガイドラインの目標は、円の急落で起きた輸入原料やエネルギーの価格高騰によるコスト高を、大手企業が立場の弱い中小下請け企業にまわすのではなく、両者で負担し合うよう大手企業に圧力をかけることだった。これは将来的に中小企業社員の賃上げを可能にすることを意図しており、それによって賃金上昇と消費上昇の好循環を強化し、生産と生産性の向上に還元させるためである。これこそ大衆中流社会としての日本にとって、その政治経済の核心部となるべき循環だった。⁴⁷⁾

男が一家の稼ぎ手、女は良妻賢母である社会の先には何が？

大平報告書は、かなり限定的とはいえ、女性がこれまで果たしてきた社会経済的役割、また将来果たしたいと考える（また、そうあるべき）役割について若干の目配りをしている。このテーマは「文

化の時代」の経営管理の巻で軽く触れられているほか、「家庭基盤の充実」という巻でもっと直接に議論されている。著者らは、男は仕事・女は家庭という役割分担の持つ困難や、そうした困難を支える世界観、女性のとり得る選択肢の幅を広げる必要性について気が付いているとしながらも、こうした役割分担によって定義される伝統的近代にまさに束縛されたままであった。

大平報告書の家庭をめぐる議論は一九八〇年の時点ですでに、日本社会がそれから三十五年間持ち越したまま、今も直面していると理解されている二つの関連した課題、すなわち「人口の高齢化」と「出生率の低下」について指摘している。しかし報告書は、のちに重要問題として浮上する介護についてはあまり触れず、むしろ女性が中高年になったときいかに充実した人生を送るかについて提言している。女性の寿命が延びて子育て後の人生が何十年も残されているため、それを趣味や仕事で埋めねばならないからである（定年後の男性がいかに充実した人生を送るかについては何の言及もない）。報告書はまた、若いころから仕事の世界でキャリアを追求する道を選んだ女性に対する子育て支援などの政策が必要だとしているが、大方の前提となっているのは、男は仕事・女は家庭という構図である。報告書は、子育てという最も負担の大きい時期を終えた女性のために豊かな文化生活を描いてみせる。全女性のおよそ半数が家庭の外で働いていることに言及しながらも、女性が「文化、スポーツ、

趣味、お稽古ごと、仕事、ボランティア活動」など、さまざまな活動に参加できるようにしなければならないと記し、さらに後段の「婦人の生きがいと生活設計」という一節では、人生で女性がとれる生き方を列挙する。その一つはパートかフルタイムかにかかわらずで働くことだ。女性に自分の受けた教育、才能、職場での経験を役立てる能力をつけてもらうことの重要性については、たしかに触れている⁴⁹。しかし報告書には全編つうじて、「男が一家の稼ぎ手」という強烈なイデオロギーがありありとうかがわれ、しかし同時に、そうしたあり方に例外や困難があることも認識されている。報告書をさらに読み進めると、男性が「一家の稼ぎ手」であるのに対し、女性は補助的役割に就くというあり方が、産業社会の家庭におけるジェンダーに基づく役割分業として指針となる原理であるとされている。しかしこれが一般にどれほど適正であろうとも例外はあり、たとえ経済的必要性から生まれたものであるにせよ、女性自身の意思から来るものであるにせよ、もし女性が望むなら、社会は女性が平等な立場で働けるチャンスと余地を与えるべきだと報告書は述べている。つまり男性と対等に働きたい女性には、パート労働だけでなく、平等な処遇を与えるということだ⁵⁰。

それと関連して、この巻の最後のほうには、やがて「ワークライフ・バランス」と呼ばれるようになるものが（女性についてだけだが）やや詳しく述べられた短い一節がある。「有職婦人の仕事と家

庭生活への支援」と題されたこの一節は、「家庭のほかに専門的な仕事と職業をもつ有職婦人が増大している」と述べる。すでに大きな変化が起きていた。農業、零細商店、家内製造業などの「家庭労働」に従事する女性がどんどん減り、外で働いて賃金をもらう女性が増えつつあった。このような背景のもとで、近年の戦略的重点が国家経済の資源としての女性に置かれることをひそかに先読みしたのか、報告書は女性に道を開いてさまざまな経済生活の領域にその高い能力を利用し、日本の「人的資源」の質を高めるよう力説している。そのために国家アジェンダや企業方針に加えるべき具体的な方策は、産休の期間延長、育児休暇、育児施設、労働時間の短縮、週休二日制、年次休暇や夏期休暇の増加、家事援助の商業サービスなどだった。「日本においても、多くの女性が、自分の可能性を社会的に開花させようとして、結局挫折してきたことは事実であろう。しかし、いまや女性も、家庭基盤充実のための諸施策の展開によって、その才能を生かし、社会の中で活動する大きな可能性を手に入れようとしているのである」⁽³¹⁾。

経営運営の巻では、経済生活における女性の問題については軽く触れられているにすぎないが、そうした箇所では、女性に家庭や家内事業以外でいくぶん大きな役割を与えてみようという、このどっちつかずの暫定案がふたたび力説されている。これはのちに登場する（男女共通ではあるが、とりわけ女性に向けた）非正規職業のさま

ざまな「ポートフォリオ」に直接つながっていく。この巻はさらにこう強調する。将来、長期雇用社員の中核を維持し、なおかつ経営環境の変化に対応できるもつと弾力的な雇用調整が必要になろう。このために、企業は専門職種を中期・短期契約に系統的に割り振ることが必要になるだろう。こうしたやり方によって企業は順応性を高め、（長期雇用の数を制限することによって）最上層ポストの競争を軽減し、さらに女性が良い仕事に就ける機会を提供することができる。同様に、女性や高齢者に職を提供する手段として、パート労働の拡大が歓迎された。これによって女性や高齢者は「文化的な」生活を送る時間がとれるし、こうした仕事ならコアとなる長期雇用社員のポストを脅かさずすみ、女性や高齢者に文化的生活の機会を提供できる。⁽³²⁾

大平研究会が報告書全巻にわたり随所に描いてみせた家庭生活とは、家の外で働いて何らかの人生の充足を見出す女性がいたとしても、女性が基本的にいるべき場所は家庭のなかだというものである。この家庭観と、先進工業諸国に共通の問題に取り組むうえで日本文化の独自性こそが他国より優れた点だという研究会のもっている重要な前提とが結びついているのは明らかである。それを示す一節を引用しよう。

欧米先進工業国と比較した場合日本の犯罪発生率や離婚率のき

わだつた低さ、……（これは）日本の家庭ならびに家庭基盤が、あのような急激な社会変動の衝撃にもかかわらず自立自助と相互扶助とにより、変化への対応と相対的安定ならびに健康の維持に成功してきていることを示すものである。

この一節はとりたてて男女の別に言及せずに「家庭」という言葉を使っているが、これは性差に関わる用語としてしか読みようがない。この一節から聞こえてくるのは、先に引用した「日本の自殺」にいきいきと描き出されたような、主婦が家族のために心をこめて編物や縫い物をする失われた世界を懐かしむセピア色の郷愁だ。これを書いた男たちにとっては、急速な社会変化に直面したとき、日本の安定の土台である家庭をつなぎとめるのが女性の特別な役割だった。たとえば祖父母が子や孫と暮らす家庭の比率の高さ、もつと一般的には、家庭生活を基盤とする暖かい人間関係のネットワークに日本は恵まれていると報告書は続ける。だからこそ政策の目標は、このような家庭の基盤を支えることであらねばならない。報告書は「今日、職業に就く既婚女性が増えるにつれ、夫婦が（家庭内の）役割を分かち合いたいと考えているのは明らかだ」としながらも、一九七九年の世論調査を紹介して、日本人の大多数は夫が一家の大黒柱で、妻は子育て、子女の教育、老親の介護を担うものと考えていると述べている。⁵³⁾

女性と家庭をめぐる大平研究会の議論を長めに紹介したが、それは報告書にこもる緊張が、ほかの多くの諸国と比べても長く、日本ではその後三十五年間にもわたって、根深く刻みつけられたままになつてきたからである。大平報告書では、伝統的な男女の役割分担でなりたつ近代家庭が産業社会の「指針原則」とされたが、これに對して新しいビジョンでは、男性と対等な機会と業績に恵まれた女性が社会的主体であるとされる。たしかに日本政府は一九八五年に男女雇用機会均等法を採択した。それが一九九七年に改正、強化されて、一九九九年には男女共同参画社会基本法が公布された。こうして「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」を実現させる野心的な目標への第一歩が踏み出された。⁵⁴⁾ 現在、安倍政権は「女性が輝く社会」を築くと宣言し、経済政治分野で指導的役割を担う女性の数を——数値目標を掲げて——急増させようと、言葉のうえで努力している。

だが法改正はどの段階でも紛糾し暫定的だった。大平報告書に込められた精神と、ジェンダー・イデオロギーのより古くからの遺産とを残響させながら、より「伝統的」なジェンダー観を基調とする社会を支えるものは、強力であり続けた。その証拠に、女性に思いつく条件でもっと全面的に社会経済生活に参加してもらおうためのさまざまな努力に対する反応がある。その端的な例は、夫婦別姓

の法改正に関し、一九九六年に法務省法制審議会が選択的夫婦別氏制度を含む「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申したにもかかわらず、自民党（民主党）歴代政権が改正に着手しなかったことである。この改正は、女性が婚前と同じ名前でキャリア形成できるようにし、女性のアイデンティティは夫の一族の姓とは関係ないことを認識させるという意味で、現実的、象徴的な重みをもつだけではない。結婚後も別姓でいるために法的に結婚しない夫婦にとつて、非嫡出子とされてしまう子どもの問題も含めて、実際面で非常に重要な意味がある。

夫婦別姓への抵抗は、大平報告書に見られるように、「家庭と家庭基盤」——つまり家庭内での女性の役割によつて暗黙のうちに支えられている基盤——が社会安定と文化アイデンティティの源泉であるというイデオロギーの力が持続しているためだ。それゆえに法制審議会が一九九六年に夫婦別姓の法制化を求める答申を出したとき、自民党の有力政治家で参議院の「ドン」と呼ばれた村上正邦は、「夫婦別姓は」家族のきずなをさらに弱め、家庭崩壊の芽をはらんだ大きな問題」になるだろうと警告した⁵⁵。こうした感情は長年にわたつて自民党内に根強く残つており、歴代首相は改革の利点をめぐつて世論が分断されることをくりかえし理由にあげ、改革に及び腰か、あるいはまったく進めようとしなかった。そして確かに、この問題の是非をめぐる世論調査は、多くても賛否五分五分に二分さ

れるか、賛成が少数にとどまるのがふつうだった⁵⁶。

その他の政策領域はもつと錯綜した構図になっているが、結局見えてくるのは、家庭の最前線をつなぎとめてくれるのは女性だという相も変わらぬ期待が、勢力として持続していることである。日本の社会保障制度についての太沢真理の重要な著作が、この複雑な状況をはつきりさせてくれる⁵⁷。この著作によると、政府のレトリックは、一九八〇年代まで支配的だった「日本型福祉社会」という理想からシフトしたという。宮沢首相は一九九〇年代に社会政策についての談話で、社会的公正という目標を効率とならべて提起すると同時に、父親の不在が家庭生活をゆがめる要素だと嘆いた。一九九〇年代後半、橋本首相は「男女共同参画社会の実現」を進めると確約した。一九九四年の自社連立政権もまた、福祉政策を、家父長制をベースにした家族の支援から個人支援に移すと唱えたが、こうした政策がただちに実施されることはほとんどなかった。しかし一九九七年に法制化され、二〇〇〇年から実施された先駆的な長期介護保険制度は、要介護と認定された者に国費でサービスを提供するもので、女性が家庭で私的に行なう老人介護から重要な一歩を踏み出した。これに対して自民党の亀井静香は、この制度は「子が親を介護するという美風」を破壊するだろうと述べたが、こうした発言に照らしてみるとき、この一歩は重要である。

高齢者政策から青少年政策へ話を移そう。「フリーター」と呼ば

れる若年労働者に対する政府の定義を見ると、女性のおもな役割は家庭にあるとする前提が持続していることが驚くほどはつきりわかる。「フリーター」という言葉は法律用語ではなく、ごく最近になつて雇用カタゴリーとして政府が一貫性のないまま使ってきたものである。一九八〇年代半ばに一般に使われるようになった口語表現で、そもそもは主流と異なるキャリアを求める気ままな若者を意味する肯定的な言葉だった。悪名高いあのリクルート社が一九八七年のマーケティング・キャンペーンの目玉として使つて流行らせたこともある。しかし一九九〇年代以後、この言葉は、国家政策においても、また広く文化一般においても、堅固なキャリア路線に乗れない若者を指すやや否定的な意味を帯びるようになった。

一九九一年、厚生労働省は年次労働白書でこの言葉を「「アルバイト」か「パート」と呼ばれている被雇用者で、男子では継続就業年数五年未満、女子では未婚の者」と定義した^⑧。おそらくこれが最初の公式定義であろう。総務省は二〇〇三年の「労働力調査」のなかで初めて「フリーター」の数を調べはじめた。ここでは少しだけ定義が変わり、「十五〜三十四歳の男性又は未婚の女性（学生を除く）で、パート・アルバイトとして働く者又はこれを希望する者」とされている^⑨。こうした官僚的心性にとつて、女性は同じ仕事をつづけていても、結婚するとフリーターではなくなるのだ。それどころか、一家の稼ぎ手とみなされる夫がいるかぎり、女性の公式なアイ

デンティティは非正規雇用の個人ではなく、扶養される妻になつてしまう。

厚生労働省は実際面でこの定義よりも柔軟な運用をした。二〇一一年のある報告書で厚生労働省は、フリーターは「自分の就きたい職業がみつかるまで時機を待つ」「モラトリアム型」、正社員になりたくてもなれない「やむを得ず型」、はつきりした将来像を持っているが、とりあえず生活のために働いている「夢追求型」の三つに分けられる」と述べている^⑩。二〇一二年、厚生労働省は全国の公共就労斡旋機関に二百を超す「就労支援センター」のネットワークを構築した。その任務は非正規の若年労働者、とくにフリーターとみなされる者に長期安定の定職をみつける支援をすることだ^⑪。目標は二〇一二年に百八十万人以上フリーターを二〇二〇年までに百二十万人に減らすことだった。この制度に該当する者を厚生労働省は「フリーター等」と定義し、公式定義には厳格に従わないことにした。この措置によつて、フリーターの厳格な定義にあてはまる者ばかりでなく、既婚女性や四十五歳未満の非正規雇用の男女が支援を受けられることになった^⑫。だがこの制度を利用する人の大半がじつは男性である。

公式な定義におけるジェンダー・バイアスのことはさておき、この構想は、フリーターというライフスタイルの追求に悪の烙印を押す規範的な理解を一人前の成人に押しつけるという点で問題である。

フリーター人口のかなりの部分が、社会に適切な居場所をみつけれなかったからではなく、自分の意志で積極的にその道を選んでるからだ。それでもなお、多くの青年が望んでも安定雇用をみつけれずにいることを考えれば、この制度を始めたことには意味がある。この就労支援制度は既婚女性に対して公式に道を開きはしたものの、フリーターという言葉の歴史的な脈全体から見ると、女性は家庭の番人であり、そのデフォルトの有り様は、補完的な活動を担う雇用に属するものであるという見方が、いまだに力をもつて持続していることがわかる。

本稿はここまで主として政治家や官僚のイデオロギーと政策に着目してきたが、ここで既婚女性が旧姓を名乗りつづけることについて行なわれた世論調査から、広範な国民感情の分断について若干述べておこう。内閣男女共同参画局が一九九二年から二〇一二年まで三年ごとに行なった政府世論調査(各回の調査で回答者は三〜四千人を見ると、この三十年間の男女平等に対する官界・政界エリートの間を見わたって鈍い動きは、(女性を含む)国民の願望とそれほど隔たっていないことがわかる。たしかに、女性は結婚後も子育て期間中も、さらにそれ以後も、仕事をつづけるべきだとする男女の割合は、一九九二年の二十三%から二〇一二年の四十八%へ着実に上がっており、二〇一二年の数字だと男女間の違いは二%以下にすぎない。しかし「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という意見を

支持するかと問われると、二〇一二年の回答者三〇三三人は賛成多数に傾き、過去十七年の動向をくつがえした。この良妻賢母という崇高なあり方を支持する人は一九九二年の六十%から二〇〇九年の四十一%へ下がったが、三年後の二〇一二年には伝統支持派がふたたび盛り返し、五十二%の過半数を占めたのである。このうち女性の割合は四十八%で、男性の五十五%と比べて大差ない⁽⁸⁾。近年のこの矛盾した動向の原因はよくわからない(二〇一四年の調査では女性の家庭外労働への支持が戻ったが、それでも二〇〇九年より少ない⁽⁹⁾)。長期的観点で見たとき、女性の広範な社会経済的役割に肯定的な人はゆつくりと断続的に増えているが、はつきりと流れが変わったことを示す分岐点には達していない。

最後に、最近の安倍政権による女性のエンパワーメント支援政策もまた、ある重要な意味で大平報告書の論理から一歩後退するものとして特筆に値する。大平研究会のメンバーは、日本の文化遺産がこの国の近代化達成を可能にし、その枠組みをつくったと考え、それを明らかに誇りにしていた。しかし彼らは、自己修養や個人生活の充実が国力をつける手段としてではなく、それ自体が目的であるような「文化」の時代として未来を描いた。「社会に新たな活力を与える婦人の進出」を促進するとき、その目標は主として国家の経済力を強める手段としてではなく、「婦人の生きがい」を提供する道として正当化された⁽¹⁰⁾。

安倍首相は逆に女性の進出を、女性自身にとつて社会的に望ましいステップとしてではなく、あるいは平等と正義という理想の土台のうえに築かれる目標としてではなく、むしろ国家のための経済戦略として堂々と誇らしげに奨励する。安倍首相は二〇一四年に——多くの国で政治家が好んで使う三人称語法で——こう書いた。

保守政治家の安倍晋三が女性が輝く社会という違和感を持つ方がいらつしやるかもしれませんが、従来のように社会政策としてではなく、私は経済政策の重要な柱の一つとして位置づけています。これまで人材資源として十分に活かされていなかった女性の皆さんは、言ってみれば「宝の山」です。……能力ある女性の皆さんに、どんどん日本を引っ張っていつてもらいたいと思います。⁽⁶⁶⁾

ここに戦前戦中の「お国のために」という国民への呼びかけと同じものを聞きとるのは、また、この女性への呼びかけのなかに、強い国民経済を築くための人的資源として女性を十全に利用しようとする声を聞きとるのは、けつして難しいことではない。

結論

過去二十年に「失われた」のは、健全な社会を構成するものは何か、それをどのように維持し達成するのかについての保守本流のコンセンサスだった。大平報告書に要約されているように、またはつきりした国際的枠組みのなかで、強い経済成長が数十年つづいたのち、このコンセンサスは日本的な「管理された競争」という美点に絞られてきた。それはまた、野心的な女性がキャリア達成という男の世界に踏みこむ例外を認めながらも、家庭を守るのは女性という、性差にもとづく社会構造に依拠するものでもあった。もちろんこれはけつして全員が一致する観点ではない。だが、公共の言論や政策議論のほか、日本の学界や、非日本人がつくる全世界の日本研究コミュニティなど学問の世界における主要な反対論は、左派や「進歩派」陣営からやつてきた。ジェンダーの問題について言えば、挑戦してきたのは、国家の経済力を増すための手段としてではなく、原則として社会的価値と人権に男女平等を求めるフェミニスト陣営だった。労働史や労使関係の研究では、反対論はコストを重視する日本型モデルへの批判のかたちをとった。しかし一九八〇年代から一九九〇年代初めにかけて、そうした批判を投げかける者は、広範に流布する成功の証拠を前にして守りの立場に置かれ、ある程度自

論の修正を迫られることになった。⁶⁷⁾

現在の瞬間や近現代史に重点を置く日本研究の仕事は、今かつてよりも複雑な知的環境にある。ここ二十年、健全な社会の維持や回復という問題をめぐる公共の議論では、「伝統的」近代の擁護派は新自由主義改革派との対立に主軸を置くようになった。だが、以前より目立たないながらも、批判のもうひとつの軸が継続している。つまり全世界に遍在するようになったプレカリアートと拡大する格差をめぐる議論だ。日本研究においてこの議論は、伝統的な近代システムに内在する排他性に注目し、近年事態は悪化する一方だと嘆く。⁶⁸⁾

格差をめぐるトマ・ピケティの著作に全世界が注目したおかげで、こうした議論に新しい空間が開けた。ピケティは日本について（ヨーロッパのほぼ全域、アメリカ、イギリスと同じく）第二次世界大戦後の四十数年、まさに相対的平等の全盛時代を味わったと描写しているわけだが、その限りにおいて、彼は同時に、大平報告書は樂觀論が正しいと思えた時期の論理的帰結であるとみなす根拠を提供してくれた。後世の目で見たとき、報告書の書き手たちについて、その未来観が近視眼的だったとし、また日本の独自文化に対する彼らの本質論的、静的な理解を極端な還元論として切り捨てるのはたやすい。だが個々人の生活の質の向上と地域コミュニティの活性化を最大限重視した点において、こうした報告書は注目に値するもの

でありつづける。

注

- (1) Bill Powell, "The Lost Decade," *Newsweek* (July 27, 1998), p. 28. 滝田洋一「国富——失われた十年の教訓——」『日本経済新聞』一九九八年七月二〇日夕刊三面。雑誌の日付は実際の発行よりも一週間先づけるので、『ニューズウィーク』の記事は『日本経済新聞』の記事と同時に発表されたはずである。
- (2) 戦後日本の中流社会におけるヒロインとしての専業主婦の登場については、自著で言及した。アンドルー・ゴードン『ミシンと日本の近代——消費者の創出——』（大島かおり訳、みすず書房、二〇一三年）。
- (3) 大平報告書の正式名称は『大平総理の政策研究会報告書』第一〜九卷（大蔵省印刷局、一九八〇年）。研究会は一九七九年一月から公式に作業を開始し、一九八〇年八、九月に報告書が刊行された。
- (4) 酒井直樹は本特集に寄せた論文のなかで、こういう肯定的評価を生んだそれまでの日本研究のあり方と、それが近年、悲観的な評価に変わったことについて、国際的な文脈の重要性を訴えている。
- (5) エズラ・フォージェルとの個人的通信（二〇一五年五月）。
- (6) Ronald P. Dore, *British Factory-Japanese Factory* (Berkeley: University of California Press 1973).
- (7) 本段落の記述は宇野重規の論文に基づく。宇野重規「鈍牛——哲人宰相と知識人たち 大平総理の政策研究会をめぐって——」『アステイオン』八一号（二〇一四年一月）一七四—一七七頁。
- (8) 大平政策研究会「二十一世紀に向けての提言（総説）」『大平総理の政策研究会報告書』（大蔵省印刷局、一九八〇年）一一—二頁。
- (9) 大平政策研究会「二十一世紀に向けての提言（総説）」四頁。
- (10) 大平政策研究会「二十一世紀に向けての提言（総説）」三頁。

- (11) 大平政策研究会『二十一世紀に向けての提言(総説)』三頁。
- (12) 大平政策研究会『二十一世紀に向けての提言(総説)』一頁。
- (13) 「日本の自殺」『文藝春秋』一九七五年二月号。いくつかのコメントをつけて同誌二〇一二年三月号に再掲載。
- (14) 宇野前掲「鈍牛——哲人宰相と知識人たち 大平総理の政策研究会をめぐって——」一七八頁。
- (15) 「日本の自殺」再掲載版(二〇一二年)一〇〇頁。引用符は原文のまま。
- (16) 「日本の自殺」再掲載版(二〇一二年)一〇〇頁、一〇二—一〇六頁、一〇九—一一〇頁。
- (17) 本稿ではこの問題について掘り下げるスペースがない。このトピックについて詳しくは、大嶽秀夫『自由主義的改革の時代——一九八〇年代前期の日本政治——』(中央公論社、一九九四年)第三部、第一章、中曽根政権の理念と政策、二四—二五四頁、中北浩爾『自民党政治の変容』(NHKブックス、二〇一四年)参照。
- (18) 大平政策研究会編『大平総理の政策研究会報告書七巻 文化の時代の経営運営』(大蔵省印刷局、一九八〇年)。
- (19) 大平政策研究会『大平総理の政策研究会報告書七巻 文化の時代の経営運営』一〇頁。
- (20) 大平政策研究会『大平総理の政策研究会報告書七巻 文化の時代の経営運営』八〇—九三頁。
- (21) 大平政策研究会『大平総理の政策研究会報告書七巻 文化の時代の経営運営』三六一—五〇頁。
- (22) 伊丹敬之「文明を輸出するとき」『アステイオン』創刊二号(一九八六年)、四一—四二頁。
- (23) 唐津一「米国の破綻」『Voice』一〇六号(一九八六年)、一二三頁、一二五頁。
- (24) “To encourage the others,” *Economist* (January 16, 1993), p. 66.
- (25) Ross Mouer and Hirotsuke Kawamishi, *A Sociology of Work in Japan* (Cambridge: Cambridge University Press, 2005), p. 253 に「さうした論文が紹介されている。」
- (26) 日本経営者団体連盟「ブルーバードプラン・プロジェクト」(一九九七年度—一九九九年度)報告(一九九七年一月)二五頁。
- (27) 「米国型競争社会を実現すればいいのか(民革 企業の未来を問う 下)」『朝日新聞』一九九七年四月八日朝刊一面。
- (28) Edward Lincoln, “Japan Hasn’t Really Failed,” *New York Times* (Saturday, February 22), 1997.
- (29) Ross Mouer and Hirotsuke Kawamishi, *A Sociology of Work in Japan* (New York: Cambridge University Press, 2005), p. 254.
- (30) Hiroya Nakakubo, “The 2003 Revisions of the Labor Standards Law: Fixed Term Contracts, Dismissals, and Discretionary Work Schemes,” *Japan Labor Review* (2004), pp. 4-25.
- (31) 「検証・構造改革 第四部・当事者たちの証言 一)総務大臣・竹中平蔵氏」『朝日新聞』二〇〇六年九月五日朝刊一〇面。同じインタビューで、竹中はまた「欧米と比べたとき、貧困は日本の重要問題たりえないと否定した。」
- (32) 「検証・構造改革 第四部・当事者たちの証言 三)ウシオ電機会長・牛尾治朗氏」『朝日新聞』二〇〇六年九月七日朝刊一〇面。
- (33) 「検証・構造改革 第四部・当事者たちの証言 七)オリックス会長・宮内義彦氏」『朝日新聞』二〇〇六年九月一三日朝刊八面。
- (34) Takashi Araki, “Corporate Governance Reforms, Labor Law Developments and the Future of Japan’s Practice-Dependent Shareholder Model,” *Japan Labor Review* (2005), pp. 40-42.
- (35) Leon Woolf, “The Death of Lifelong Employment in Japan,” In L. Notrage, L. Wolff and K. Anderson (Eds.), *Corporate governance in the 21st Century: Japan’s gradual transformation* (Cheltenham: Edward Elgar, 2008), pp. 76-77.

- (36) 仁田道夫「雇用の量的管理」仁田道夫・久本憲夫『日本の雇用システム』(ナカニシヤ出版、二〇〇八年) 四五―四六頁。「労働法改革と雇用システム——解雇法制をめぐって——」社会政策学界編『格差社会への視座——貧困と教育機会——』(法律文化社、二〇〇七年) 八〇―八一頁。
- (37) 日本経営者団体連合会「活力と魅力溢れる日本をめざして」(二〇〇三年一月一日) <https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/vision2025.html>
- (38) Sanford Jacoby, *The Embedded Corporation: Corporate Governance and Employment Relations in Japan and the United States* (Princeton: Princeton University Press, 2005), pp.7-8.
- (39) 「(奥田経団連 変容の四年 上) 蜜月の衣装 「改革」と響きあふ」『朝日新聞』二〇〇六年五月一八日朝刊八面。
- (40) 「(時時刻刻) 派遣待遇、潜む危険 直接雇用義務撤廃を検討」『朝日新聞』二〇〇六年二月一日二面。
- (41) 「非正社員の代弁したい」川崎・自民雇用生活調査会長」『朝日新聞』二〇〇六年二月一四日朝刊一二面。
- (42) 「日雇い派遣禁止、範囲は厚労相、法形成の意向 各党の主張に隔たり」『朝日新聞』二〇〇八年六月一四日朝刊七面。
- (43) Toru Shinoda, "Which Side are You On? Hakenmura and the Working Poor as a Tipping Point in Japanese Labor Politics," *The Asia-Pacific Journal*, Vol. 14-3-09 (April 4, 2009).
- (44) 内閣府『経済財政白書』(二〇〇八年) 一三五―一四二頁、とくに一四〇―一四一頁。
- (45) 厚生労働省『労働経済白書』(二〇〇八年) 一一二頁、二四四―二四五頁、二六一頁。
- (46) 厚生労働省『労働経済白書』(二〇〇九年)。巻頭に外添要一「雇用の安定を基盤とした安心できる雇用者生活のために」。
- (47) 首相官邸「経済の好循環実現に向けた政労使会議」(二〇一五年四月二日)。
(http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/actions/201504/02senoushi.html) 二〇一五年八月二四日アクセス。
- (48) 大平政策研究会『大平総理の政策研究会報告書三巻 家庭基盤の充実』(大蔵省印刷局一九八〇年)。
- (49) 大平政策研究会『大平総理の政策研究会報告書三巻 家庭基盤の充実』九二頁、一八二頁。
- (50) 大平政策研究会『大平総理の政策研究会報告書三巻 家庭基盤の充実』一三三―一三四頁。
- (51) 大平政策研究会『大平総理の政策研究会報告書三巻 家庭基盤の充実』一八四―一八六頁。
- (52) 大平政策研究会編『大平総理の政策研究会報告書七巻 文化の時代の経営運営』一二八―一三〇頁。
- (53) 大平政策研究会『大平総理の政策研究会報告書三巻 家庭基盤の充実』三四―三五頁、八四頁。
- (54) 前文から法文までの英語公式翻訳は以下のサイトで読むことができる。
http://www.gender.go.jp/english_contents/about_danjo/lbp/index.html
- (55) 参議院本会議での発言(一九九六年一月二五日)。 <http://kokkai.ndl.go.jp>
- (56) 法務省の世論調査結果は一般的に改革に反対である(ただし時の経過とともに受容は増えてくる)。以下を参照。 <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji36-05.html> 法務省HP「選択的夫婦別氏制度に関する世論調査結果(総数比較)」(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji36-05.html>) 二〇一五年八月二四日アクセス。
- (57) この段落は大沢真理『現代日本の生活保障システム』(岩波書店、二〇〇七年) 七二―七八頁の記述に基づく。
- (58) 労働省政策調査部『図説 労働白書 平成三年度版』(至誠堂、一九九一年) 八八頁。
- (59) 厚生労働省「若者雇用関連データ」(二〇一一年) (<http://www.mhlw.go.jp/>)

- topics/2010/01/rp0127-2/12.html) 二〇一五年六月二四日アクセス。
- (60) 厚生労働省「若者雇用関連データ」(二〇一一年) (<http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/rp0127-2/12.html>) 二〇一五年六月二四日アクセス。
- (61) 厚生労働省「フリーターへの就職支援拠点を全国約二百カ所に設置します」(二〇一二年四月九日) (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2/985200000276u.html>) 二〇一五年六月二四日アクセス。
- (62) 厚生労働省 五百旗頭千奈美からの個人的通信(二〇一五年七月一〇日)。
- (63) 「男女共同参画社会に関する世論調査」(二〇一二年) (<http://www.gender.go.jp/research/yoron>) 二〇一五年六月二四日アクセス。
- (64) 「女性の活躍推進に関する世論調査」(二〇一四年八月) (<http://survey.gov-online.go.jp/h26-josokatsuyaku/index.html>) 二〇一五年七月二二日アクセス。
- (65) 大平政策研究会『大平総理の政策研究会報告書三巻 家庭基盤の充実』一四―一五頁。
- (66) 安倍晋三「アベノミクス第二章起動宣言」『文藝春秋』二〇一四年九月号、一〇四頁。
- (67) Gordon, *Wages of Affluence* のなかで、私は日本研究者たちが、日本モデルの明らかな成功を説明しようとして、左派のあるいは批判的な視点から視座を移したことを議論した。この本はバブル崩壊後まもなく書かれたもので、論拠の変化については知っていたものの、新自由主義陣営からの批判が新たに台頭してきていることは明確にできなかった。
- (68) Anne Allison, *Precarious Japan*, Durham: Duke University Press, 2013; Tachibanaaki Toshiaki, *Confronting Income Inequality in Japan*, Cambridge, MA.: MIT University Press, 2009, and many of his works in Japanese.

(朝倉和子 訳)